

八千代市防犯灯設置等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市内の道路における夜間の犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置及び移管に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 道路を照明するもので、夜間における犯罪の防止と安全通行を図ることを目的とした照明灯。ただし、商業的な広告を併用するもの及び商店街路灯以外のものであること。
- (2) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)による道路及び道として使用されている土地であると市長が認めるものをいう。
- (3) 自治会 八千代市市民組織交付金交付規則(令和4年八千代市規則第18号)第2条に規定する市民組織をいう。
- (4) 防犯灯の移管 自治会、個人又は都市計画法第32条の規定による協議により開発事業者が設置した防犯灯の所有及び維持管理の権限を市へ移すことをいう。

(設置等の基準)

第3条 防犯灯を設置等する場合の基準は別表のとおりとする。

(設置の要望)

第4条 防犯灯の設置を要望できるものは、自治会の代表者又は防犯灯の設置を要望する場所周辺に居住する者(第2項及び第3項において「自治会等の代表者」という。)とする。

2 自治会等の代表者は、防犯灯の設置の要望をするときは、防犯灯設置要望書(第1号様式)に関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

3 自治会等の代表者は、防犯灯の設置の要望の場所が私有地、かつ、鋼管ポールを建て防犯灯を設置しなければならない場合は、前項の要望書に土地借用承諾書(第2号様式)を添付するものとする。

(設置の決定)

第5条 市長は前条に規定する設置の要望があったときは、当該要望に係る書類等の審査及び現地調査等を実施し、第3条に規定する設置等の基準により設置の可否を決定するものとし、決定の内容を防犯灯設置決定(却下)通知書(第3号様式)により防犯灯の設置の要望をしたものに通知するものとする。

(移管の申請)

第6条 自治会、個人又は開発事業者の代表者(次項において「自治会の代表者等」という。)は、防犯灯の移管をしようとするときは、防犯灯移管申請書(第4号様式)に関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 自治会の代表者等は、移管をしようとする防犯灯が私有地に建てられた鋼管ポールに取り付けたものの場合、前項の申請書に土地借用承諾書(第2号様式)を添付するものとする。

(移管の決定)

第7条 市長は前条に規定する移管の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び現地調査等を実施し、第3条に規定する設置等の基準により移管の可否を決定するものとし、決定の内容を決定（却下）通知書(第5号様式)により防犯灯の移管の申請をしたものに通知するものとする。

(契約名義変更の申請)

第8条 市長は、前条の規定により防犯灯の移管の決定をしたときは、速やかに東京電力株式会社に契約名義変更申請書（第6号様式）を提出するものとする。

別表

<p>防犯灯の設置 基準</p>	<p>①防犯灯の設置場所は、自治会の区域の周縁（自治会のない区域にあつては、住宅）から概ね50メートルの範囲内の不特定多数の者が通行する道路とする。ただし、通学路はこの限りではない。</p> <p>②防犯灯の設置について、設置場所周辺の住民の理解が得られていること。</p> <p>③防犯灯の設置間隔は、防犯灯又はその他の公共用の照明灯から20メートル以上とする。ただし、夜間の犯罪の防止及び通行の安全のため必要と認められる場合又は道路形状等によりやむを得ない場合は、この限りではない。</p> <p>④防犯灯は、東京電力株式会社又は東日本電信電話株式会社の電柱（以下「電柱」という。）に設置するものとする。ただし、夜間の犯罪の防止及び通行の安全のため、防犯灯の設置の必要がある場所に電柱がないときは、鋼管ポールを建て防犯灯を設置するものとする。</p> <p>⑤鋼管ポールを建て防犯灯を設置する場所が私有地の場合、土地の借地料が無償であること。</p> <p>⑥鋼管ポールを建て防犯灯を設置する場合は、低圧電線の架線されている電柱から概ね20メートルの場所に設置するものとし、原則として、連続して鋼管ポールは建てないものとする。</p> <p>⑦防犯灯は、原則としてFHP32形に相当するLED灯とする。</p>
<p>防犯灯の移管 基準</p>	<p>①東京電力株式会社との契約種別が公衆街路灯Aであつて、上記の防犯灯の設置基準を満たしている防犯灯とする。ただし、平成25年3月31日以前に、自治会、個人又は都市計画法第32条の規定による協議により開発事業者（以下「開発事業者」という。）が設置した防犯灯については、防犯灯の設置基準の⑦を満たしていなくても移管できるものとする。</p> <p>②開発事業者が設置した防犯灯については、原則として計画戸数の概ね半数に入居している開発区域内の防犯灯に限るものとする。</p>

附 則

(施行期日)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

この基準は、令和3年10月1日から施行する。

この基準は、令和4年5月26日から施行する。